熊谷市告示(乙)第２２８号

熊谷市自転車等放置防止条例（平成１７年条例第２３号）第８条の規定に基づき、当該自転車等の保管を次のとおり告示する。

令和８年１０月２７日

熊谷市長　小林　哲也

１　保管を始めた年月日及び保管場所

保管開始年月日　　令和８年１０月２７日

保　管　場　所　　熊谷市伊勢町１６番地２

伊勢町撤去自転車保管場所

２　熊谷市自転車等放置防止条例施行規則（平成１７年規則第２８号）第５条の規定により告示すべきほかの事項

別紙のとおり

自 転 車 等 保 管 台 帳

番号	撤去保管 年 月 日	放置場所	自 転 車 の 表 示			返 還 年月日	備 考
			種別	所有者等の住所、氏名又は車体番号等	登 録 番 号		
1	R 8 ・ 10 ・ 27	3	自	STXKHJ2810	25埼25158763-9		
2	R 8 ・ 10 ・ 27	2	自	STTDF03533	20埼20135435-8		
3	R 8 ・ 10 ・ 27	2	自	ZX25064136	25埼25339328-9		カゴにタオル有
4	R 8 ・ 10 ・ 27	2	自	GC8A13647	8264651		
5	R 8 ・ 10 ・ 27	6	自	SZL024150	26埼26147027-6		
6	R 8 ・ 10 ・ 27	6	自	B0L16368	21埼21533708-1		
7	R 8 ・ 10 ・ 27	6	自	A23AK39878	24埼24071873-1		

放置場所			
1 熊谷駅南口ロータリー	2 くすりのセイジョー前	3 ティアラ２１前	4 駅北口喫煙所周辺（旧松屋前）
5 ニットーモール前	6 駅北口トイレ付近	7 みずほ銀行前	8 １７号歩道橋付近